

単価契約工事への工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の適用について

単価契約工事への工事請負契約約款第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の適用について、下記の通り定める。

## 記

### 1 対象工事及び主要な工事材料

- (1) 対象工事は契約書記載の工期末日までに完了検査に合格した工事とする。
- (2) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該対象工事に係る変動額が、対象工事の出来高総額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}}$$

$$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$M_{\text{変更鋼}}, M_{\text{変更油}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{当初鋼}}, M_{\text{当初油}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

$p$ ：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

$p'$ ：3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

$D$ ：4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率

### 2 スライド額の算定

「工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について」（以下「運用」という。）の「2 スライド額の算定」を準用する。

### 3 価格変動後における単価の算定方法

運用の「3 価格変動後における単価の算定方法」を準用する。

#### 4 対象数量の算出方法

運用の「4 対象数量の算出方法」(1)を準用する。同項(2)の規定は準用しない。

#### 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

運用の「5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認」を準用する。

#### 6 契約金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更の請求は、契約書記載の工期末日の2か月前までに限り、これを行うことができる。

ただし、工期末日の2か月前の時点で完了検査に合格していない工事がある等の場合は、工期末日の2か月前までに請求を行ったうえで、証明書類は工期末日の3週間前までに提出するものとする。

(2) 単品スライド条項に基づく契約金額の変更契約は、契約書記載の工期の末に行うものとする。その際、2に基づき算定したスライド額を契約書の単価表に項目として追加し、契約書記載の工期満了後、請求に基づき支払うものとする。

#### 7 鋼材類又は燃料油以外の材料

運用の「9 鋼材類又は燃料油以外の材料」を準用する。

#### 附 則

1 この運用は、令和5年2月10日から施行し、適用する。

2 契約書記載の工期末日がこの通知の施行日以降で令和5年3月31日以前である工事については令和5年2月28日まで請求ができることとする。